

バーゼル ：流動性カバレッジ比率の要件緩和

小立 敬

要 約

1. バーゼル委員会は2013年1月7日、流動性カバレッジ比率（LCR）の改定テキストを公表した。2010年12月に公表されたバーゼル テキストでは、銀行のビジネス・モデルや調達構造に対するLCR適用による意図せざる影響に対応する観点から、2013年半ばまでに必要に応じてLCRの改定を行う方針が示されていた。バーゼル委員会は、過去2年間にわたって見直しの検討を続けた結果、今般、LCRの改定の合意に至ったものである。
2. LCRの改定の主なポイントは、第一に、適格流動資産に各国当局のオプションとして、BBB-以上A+以下の社債、上場普通株式、住宅モーゲージ担保証券（RMBS）を追加したことである。第二に、預金保険対象リテール預金の資金流出率を5%から3%に引下げ、インターバンクのクレジット・ファシリティ、流動性ファシリティの資金流出率を100%から40%に引下げ、適格流動資産で担保されたデリバティブの資金流出率を0%に設定するなど、いくつかの要件緩和を図ったことである。
3. そして第三に、大幅な段階適用の措置の導入である。バーゼル テキストでは、2015年のLCR適用時から最低基準を100%としていた。これに対して、改定テキストでは、2015年の最低基準を60%とし、その後毎年10%ずつ引き上げ、2019年以降に最低基準を100%とする措置を導入することが合意された。
4. LCRの改定については、大幅な段階適用を必要とする銀行が引続き存在することが推察される一方で、多くの銀行にとってLCRは銀行ビジネスを制約するものではなくなった可能性がある。今後、日本ではLCRがどのようなかたちで国内法化されていくのか、また、国際的に一貫性をもってLCRがどのように適用されていくのかということについて、注意深く見守っていく必要がある。

．改定テキストの公表

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は2013年1月7日、同委員会のガバナンス機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS）の承認を受けて、「バーゼル ：流動性カバレッジ比率および流動性リスク・モニタリング・ツール」と題する規則文書の改

定（以下、「改定テキスト」）を公表した¹。バーゼルでは、1ヵ月間のストレスに耐え得る流動資産の保有を銀行に要求する「流動性カバレッジ比率」（LCR）と、銀行に資金調達の中長期化を求める「安定調達比率」（NSFR）という定量的な2つの最低基準が導入される。今般の改定テキストは、これらのうち LCR の規制要件の改定を行うものである。

2010年12月に公表された流動性規制に係る規則文書「バーゼル：流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的な枠組み」（以下、「バーゼルテキスト」）は、LCR および NSFR の規制要件を定めるとともに、銀行のビジネス・モデルや調達構造に対する LCR や NSFR の適用による意図せざる影響に対応する観点から、2011年1月以降の観察期間の間に行われた分析および収集されたデータを踏まえて、LCR については2013年半ばまでに、NSFR については2016年半ばまでに、必要に応じて規制要件の改定を行う方針を明らかにしていた。バーゼル委員会は、定量的影響度調査（QIS）を実施するとともに過去2年間にわたって見直しの検討を続けた結果、今般、LCR の改定の合意に至ったものである。LCR は2015年から適用が始まることになる。

バーゼル委員会が公表した LCR の改定の主なポイントは、以下のとおり。

- 適格流動資産（high-quality liquid asset; HQLA）の範囲の拡大：（監督当局のオプションとして）レベル2資産について、従来のレベル2資産（＝レベル2A資産）に加えて、より大きなヘアカットが適用されるレベル2資産（＝レベル2B資産）を新たに導入し、レベル2B資産として、BBB-以上A+以下の社債、上場普通株式、住宅モーゲージ担保証券（RMBS）を追加
- キャッシュ・アウトフロー比率（資金流出率）の引下げ：例えば、一定の条件を満たす預金保険対象リテール預金の資金流出率を5%から3%に引下げ、インターバンクのクレジット・ファシリティ、流動性ファシリティの資金流出率を100%から40%に引下げ、適格流動資産で担保されたデリバティブの資金流出率を0%に設定
- 段階適用の採用：2015年の最低基準を60%とし、その後毎年10%ずつ引き上げ、2019年以降に100%に設定（図表1）

以下では、バーゼル委員会が改定テキストで明らかにした改定 LCR の概要を整理する。

図表1 LCR の段階適用

	2015年1月1日	2016年1月1日	2017年1月1日	2018年1月1日	2019年1月1日
最低LCR	60%	70%	80%	90%	100%

（出所）バーゼル委員会資料

¹ BCBS, “Basel III: The Liquidity Coverage Ratio and Liquidity Risk Monitoring Tools,” January 2013 (<http://www.bis.org/publ/bcbs238.pdf>).

. LCR とその役割

LCR とは、30 日間の流動性ストレス・シナリオの下で必要な流動性を確保するため、銀行に「適格流動資産ストック」(HQLA ストック)の保有を要求する資金流動性に関する最低基準である。改定テキストが示す LCR のコンセプトや算定式は、2010 年 12 月のバーゼル テキストから変更されていない。

LCR は以下の式で表される。

適格流動資産(HQLA)ストック	100%

30日間のネット・キャッシュ・アウトフロー合計額	
30日間のネット・キャッシュ・アウトフロー合計額	
= 期待キャッシュ・アウトフロー合計額 - 期待キャッシュ・インフロー合計額	
(ただし、期待キャッシュ・アウトフロー合計額の75%まで)	

バーゼル委員会は LCR の目的について、LCR によってストレス・シナリオの下で銀行が少なくとも 30 日間は存続できるようになることで、銀行経営者および監督当局がその間に適切な是正措置を講じたり、秩序だった方法で破綻処理を実行することが可能になり、また、中央銀行が適切な措置を講じるための時間が確保されることを挙げている。さらに、GHOS は、銀行が十分な適格流動資産を保有すれば、中央銀行が本来の役割である「最後の貸し手 (lender of last resort) としての機能ではなく、「最初の貸し手 (lender of first resort) となることを避けられることを期待している²。

銀行は、流動性ストレスの状況を想定した 30 日間のネット・キャッシュ・アウトフロー合計額以上の適格流動資産ストックを維持することが求められており、LCR は原則として 100%を下回ってはならない。しかしながら、流動性ストレスの状況においても LCR の最低基準 100%の維持を求めれば、銀行および市場参加者にネガティブな影響をもたらすことが懸念される。そこで、ストレス時には、キャッシュ・アウトフローに対応するために銀行が適格流動資産を利用して流動性を確保することが認められ、その結果、LCR が 100%の最適基準を下回ることが許容される。流動性ストレスの状況において、LCR が 100%の水準を割ることが認められるかどうかについては、バーゼル テキストでは明らかではなかったが、2012 年 1 月の GHOS でその方針が確認されている³。

LCR が前提とする流動性ストレス・シナリオは、以下に掲げる状況を想定しており、グ

² LCR 承認に係る 2013 年 1 月 6 日の GHOS のプレスリリース (<http://www.bis.org/press/p130106.pdf>) を参照。

³ 2012 年 1 月 8 日の GHOS のプレスリリース (<http://www.bis.org/press/p120108.htm>) を参照。

ローバル金融危機で経験した様々な銀行固有のショックと市場全体のショックを踏まえたシナリオとなっている。

- リテール預金の部分的な取付け
- 無担保ホールセール調達能力の部分的な低下
- 特定の担保、カウンターパーティとの担保付、短期のファイナンスの部分的な減少
- 追加担保の要求を含む、3 ノッチまでの銀行の外部格付の格下げがもたらす契約に基づく追加的な資金流出
- 担保の質およびデリバティブの将来の潜在的エクスポージャー（ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャー）に影響を与える市場ボラティリティの増大、その結果としてのより大きな担保ヘアカット、追加担保、その他の流動性ニーズの増加
- 銀行が顧客にコミットメントを与えている未利用のクレジット・ファシリティ、流動性ファシリティにおける予定外の資金の引出し
- レピュテーション・リスクの緩和のための債務の買戻し、契約外債務の引受けの潜在的な必要性

上記のストレス・シナリオは監督上の最低要件として位置づけられており、パーゼル委員会としては、銀行が上記の要件を超えて自らが保有すべき流動性の水準を評価するため、銀行自身のストレス・テストを実施し、特定の業務活動に応じて自らストレス・シナリオを立てることを期待している。

適格流動資産ストックの構成要件

LCR の分子である適格流動資産ストックは、ストレス・シナリオの下で生じる 30 日間のネット・キャッシュ・アウト・フローをカバーするものであり、適格流動資産ストックは現金か、ほとんどまたはまったく価値を失うことなく現金に変換できる資産で構成される。パーゼル委員会としては、適格流動資産が一定の性質を備えることを求めている（図表 2）。それらの性質は、適格流動資産の要件を満たす一方で、適格流動資産として考慮するには資産の流動性が十分ではないと監督当局が判断する際の要素として位置づけられている。

適格流動資産ストックには、「レベル 1 資産」と「レベル 2 資産」の 2 つのカテゴリーが設けられる（図表 3）。レベル 1 資産については、無制限に適格流動資産ストックに算入することができる一方、レベル 2 資産には、適格流動資産ストックの 40% の水準に算入上限が設けられている。レベル 2 資産はさらに 2 つのカテゴリーに区分されており、パーゼルテキストでレベル 2 資産に位置づけられた「レベル 2A 資産」と、改定テキストでレベル 2 資産に追加された「レベル 2B 資産」に分けられる。レベル 2B 資産を採用するかどうかは各国監督当局の裁量であり、レベル 2B 資産を採用する場合は、適格流動資産ストック全体の 15% までという上限が設けられる。なお、レベル 2 資産に係る 40% の上限、レベ

図表 2 適格流動資産が有すべき性質

ファンダメンタルな性質	
低リスク	よりリスクの小さい資産はより高い流動性を有する傾向があり、発行者の信用状態の良好さおよび劣後性の程度が低いことが資産の流動性を向上。低デューレーション、低リーガル・リスク、低インフレ・リスク、低為替リスクの通貨に変換できるものはいずれも資産の流動性を向上
バリュエーションの容易さ、確実性	市場参加者がバリュエーションに同意しやすければ当該資産の流動性は向上。標準化された同質かつ簡素なストラクチャーの資産は、流動性を促し取引の可能性を向上。高品質の流動資産のプライシングは、計算が容易で強い仮定に依存してはならない。プライシング手法へのインプットは、一般に利用可能なものでなければならない。このことによって、多くの仕組み商品、エキゾチックな商品を排除
リスク資産に対する低相関	適格流動資産ストックは、誤方向リスク(高い相関)の影響を受けてはならない。例えば、金融機関が発行する資産は、銀行セクターの流動性ストレスの下では非流動的になる傾向
先進的で広く認められた取引所への上場	取引所上場によって資産の透明性は向上
市場に関わる性質	
活発で大規模な市場	常に活発な売り切りまたはレポ取引の市場があること 市場の広がりや深さに関する時系列的エビデンスがあること。このことは、ビッド・アスク・スプレッドの低さ、取引ボリュームの多さ、市場参加者の多さと多様性によって示される。市場参加者の多様性は市場の集中を抑制し、市場流動性の信頼性を向上 頑強な市場インフラが存在すること。多様なマーケット・メーカーのクォートによって適格流動資産の売買が可能になり、流動性は向上
低ボラティリティ	価格が相対的に安定しており、価格が急落しにくい資産は、流動性規制を遵守するための売却トリガーを引く可能性がより低い。取引価格とスプレッドのボラティリティは、市場ボラティリティの簡素な代理変数。ストレス期間における市場の条件(例えば、価格やヘアカット)、ボリュームの相対的な安定性の時系列的エビデンスを有するべき
質への逃避	歴史的には、システミックな危機においては市場は適格流動資産を 선호する傾向。市場流動性の指標と銀行システムのストレスの間の相関は、ある種の簡便な測定基準

(出所) バーゼル委員会資料

ル 2B 資産に係る 15% の上限は、資産の市場価額に対して必要なヘアカットを実施した後の額に適用される⁴。

1. レベル 1 資産の要件

レベル 1 資産の要件は、バーゼル テキストと同様、以下のとおり規定されている。

- a) 硬貨および銀行券
- b) 中央銀行の政策上、ストレス時に引出し可能な額までの中央銀行預金(準備預金を含む)
- c) ソブリン、中央銀行、公共法人(public sector entity)、国際決済銀行(BIS)、国際通貨基金(IMF)、欧州中央銀行(ECB)、欧州共同体、国際開発銀行の債権を表すまたはそれらに保証された市場性証券(marketable securities)のうち、以下のすべての条件を満たすもの

⁴ また、30 日以内に期限が到来する適格流動資産に変換される短期の証券担保ファイナンス取引およびコラテラル・スワップ取引については、逆取引(unwind)を実施した後にヘアカットを適用する扱いとなる。

図表3 適格流動資産の構成

項目		適格流動資産の内容	掛け目	算入上限	
レベル1資産		<ul style="list-style-type: none"> 硬貨および銀行券 ソブリン、中央銀行、公共法人、国際開発銀行が発行する適格市場性証券 適格中央銀行預金 リスク・ウエイトが0%のソブリンではない場合の自国のソブリンまたは中央銀行の債務 	100%	なし	
レベル2資産	レベル2A資産	<ul style="list-style-type: none"> リスク・ウエイト^{20%}が割り当てられたソブリン、中央銀行、公共法人、国際開発銀行の資産 AA-以上の適格社債 AA-以上の適格カバード・ボンド 	85%	適格流動資産の40%まで	
	レベル2B資産	<ul style="list-style-type: none"> 適格RMBS BBB-以上A+以下の適格社債 適格普通株式 	75% 50% 50%		

(出所) バーゼル委員会資料

- バーゼル の信用リスクに係る標準的手法において、0%のリスク・ウエイトが割当てられていること
 - 大規模で厚みがあり活発に取引されるレポ市場または現物市場があり、市場の集中レベルが低いという性質を有していること
 - ストレスのかかった市場環境の下でさえ市場（レポまたは売却）の信頼のある流動性ソースとして確かな記録があること
 - 金融機関またはその関係会社の債務ではないこと
- d) ソブリンが 0%のリスク・ウエイトではない場合、流動性リスクがある国または銀行の母国のソブリンや中央銀行によって自国通貨建てで発行されたソブリンや中央銀行の債務証券であること
- e) ソブリンが 0%のリスク・ウエイトではない場合、外国通貨建てで発行された自国のソブリンや中央銀行の債務証券は、流動性リスクのある国の銀行のオペレーションから生じる当該外国通貨のストレス下のネット・キャッシュ・アウトフローの額までを考慮すること

2. レベル2資産の要件

レベル2資産は、レベル2A資産と各国監督当局の裁量で認められるレベル2B資産で構成される。レベル2A資産の要件は、バーゼルテキストのレベル2資産と同様、以下のとおり。

- a) ソブリン、中央銀行、公共法人、国際開発銀行の債権を表すまたはそれらに保証された市場性証券のうち、以下のすべての条件を満たすもの
- バーゼル の信用リスクに係る標準的手法において、20%のリスク・ウエイトが

割当てられていること

- 大規模で厚みがあり活発に取引されるレポ市場または現物市場があり、市場の集中レベルが低いという性質を有していること
 - ストレスのかかった市場環境の下でさえ市場（レポまたは売却）の信頼のある流動性ソースとして確かな記録があること、すなわち、重大な流動性ストレス期間の間、価格が最大 10% 以上下落または 30 日間のヘアカットが 10% ポイント以上上昇しないこと
 - 金融機関またはその関係会社の債務ではないこと
- b) 社債（コマーシャル・ペーパー（CP）を含む）およびカバード・ボンドのうち、以下のすべての条件を満たすもの⁵
- 社債の場合：金融機関またはその関係会社が発行するものではないこと
 - カバード・ボンドの場合：銀行自身またはその関係会社が発行するものではないこと
 - (i) 一般に認められている外部評価機関（ECAI）から少なくとも AA-の長期格付、長期格付がない場合にはそれと同等の短期格付を得ていること、または、(ii) ECAI から評価を得ていない場合には少なくとも AA-の格付に対応するデフォルト確率（PD）を有する内部格付を得ていること
 - 大規模で厚みがあり活発に取引されるレポ市場または現物市場があり、市場の集中レベルが低いという性質を有していること
 - ストレスのかかった市場環境の下でさえ市場（レポまたは売却）の信頼のある流動性ソースとして確かな記録があること、すなわち、重大な流動性ストレス期間の間、最大の価格下落または 30 日間のヘアカットの上昇が 10% を超えないこと

一方、改定テキストによって新たに導入される 15% のヘアカットが適用されるレベル 2B 資産については、以下の要件を満たすことが求められる。

- a) RMBS のうち、以下のすべての条件を満たすものは、25% のヘアカットを適用
- 銀行自身またはその関係会社によって発行されたもの、それらによって裏付け資産がオリジネートされたものでないこと
 - 一般に認められている ECAI から AA 以上、または長期格付がない場合にはそれと同等の短期格付を得ていること
 - 大規模で厚みがあり活発に取引されるレポ市場または現物市場があり、市場の集中レベルが低いという性質を有していること
 - ストレスのかかった市場環境の下でさえ市場（レポまたは売却）の信頼のある流動性ソースとして確かな記録があること、すなわち、重大な流動性ストレス期間の間、価格が最大 20% 以上下落または 30 日間のヘアカットが 20% ポイント以

⁵ バーゼル テキストと比べると、改定テキストでは社債に CP が含まれることが明らかにされた。

- 上上昇しないこと
- 裏付け資産プールは住宅モーゲージに限定されており、証券化商品を含まないこと
 - 裏付け資産のモーゲージは、完全なリコースであり（すなわち、差押えの場合、モーゲージの所有者は不動産売却から得られる収入によって不足する分の債務を負う）、発行時の平均的な最大 loan-to-value 比率（LTV）は 80% であること
 - 証券化に関しては、発行者が証券化された資産の所有権を保有するリスク・リテンション規制の適用を受けていること
- b) 社債（CP を含む）のうち、以下のすべての条件を満たすものは、50% のヘアカットを適用
- 金融機関またはその関係会社が発行したものでないこと
 - (i) 一般に認められている ECAI から A+ から BBB- までの長期格付、長期格付がない場合にはそれと同等の短期格付を得ていること、または、(ii) ECAI から評価を得ていない場合には A+ から BBB- までの格付に対応する PD を有する内部格付を得ていること
 - 大規模で厚みがあり活発に取引されるレポ市場または現物市場があり、市場の集中レベルが低いという性質を有していること
 - ストレスのかかった市場環境の下でさえ市場（レポまたは売却）の信頼のある流動性ソースとして確かな記録があること、すなわち、重大な流動性ストレス期間の間、価格が最大 20% 以上下落または 30 日間のヘアカットが 20% ポイント以上上昇しないこと
- c) 普通株式のうち、以下のすべての条件を満たすものは、50% のヘアカットを適用
- 金融機関またはその関係会社が発行したものでないこと
 - 取引所で取引され、集中清算されること
 - 株価指数がある国の監督当局によって決定され、母国または流動性リスクをとっている国において主要な株価指数の構成要素となっていること
 - 銀行の母国の自国通貨建てまたは銀行が流動性リスクをとっている国の通貨建てであること
 - 大規模で厚みがあり活発に取引されるレポ市場または現物市場があり、市場の集中レベルが低いという性質を有していること
 - ストレスのかかった市場環境の下でさえ市場（レポまたは売却）の信頼のある流動性ソースとして確かな記録があること、すなわち、重大な流動性ストレス期間の間、価格が最大 40% 以上下落または 30 日間のヘアカットが 40% ポイント以上上昇しないこと

3. LCR のオペレーションに関する要件

資産の流動性の質が高いかどうかは、ストレス期間であっても流動性に変換できる能力が失われないと認められることが必要である。そのため改定テキストは、適格流動資産ストックを構成するレベル1資産、レベル2資産に関するオペレーション上の要件を追加している。銀行は30日間のストレス期間の間のキャッシュ・インフローとアウトフローのギャップを埋めるため、売り切り（outright sale）またはレポを通じて、現金に変換できる非常時の準備金の源泉として即座に資産ストックを利用できるよう、適格流動資産ストックを管理し、それが可能なことを証明することが求められる。

具体的には、銀行は、市場へのアクセスや資金化プロセスの効率性、資産の利用可能性をテストし、実際にストレスが生じた場合にネガティブなシグナルをもたらすリスクを最小化するため、適格流動資産ストックを構成する資産の代表的なポートフォリオについて、定期的に売り切りまたはレポを通じて現金化しなければならない⁶。

また、適格流動資産ストックは拘束されていないこと（unencumbered）が求められる。それは、資産を流動化、売却、譲渡する銀行の能力に対して、法律上、契約上またはその他の制約から制限を受けていないことを意味する。適格流動資産ストックに含まれる資産は、取引を保全、担保、信用補完するために差出された資産であってはならず、オペレーションのコスト（例えば、賃貸料や給与）をカバーするために指定された資産であってはならない。

リバース・レポ取引、証券担保ファイナンス取引において銀行が受け取った資産で、リハイポセケーション（rehypothecation）として再担保されているものではなく、法律および契約上、銀行が利用することができる資産は、適格流動資産として考慮することができる⁷。また、適格流動資産の要件を満たす資産のうち、中央銀行や公共法人への預金や差入れた資産でまだ流動性に変換されていないものは、適格流動資産として考慮することができる。一方、リハイポセケーションの権利の下で受け取った資産で、実質所有者が30日のストレス期間の間に当該資産を取り戻す契約上の権利を有している場合には、適格流動資産に含めることはできない。また、デリバティブ取引の担保として受け取った資産で、分別保管されておらず、法的にリハイポセケーション可能なものについては、一定の条件の下で適格流動資産として考慮することができる。

他方、非拘束の資産の条件を満たしていても、ストレス期間の間に資金化できるオペレーション上の能力をもっていなければ、当該資産を適格流動資産に含めてはならない。資産を資金化するオペレーション能力は、資産をいつでも資金化するために要するすべての情報へのアクセスとともに適切な手続きおよびシステムが必要である。また、資金化は資

⁶ 法域によっては、適格資産クラスについて大規模かつ活発なレポ市場がなく、売り切りを通じてしか資金化できない場合があり、最低資本規制や、マーケット・メーカーに関わる在庫の法的最低要件を含む資産保有規制の違反につながるような大規模な投げ売りに伴うディスカウントによって売却に支障が生じる場合は、銀行は当該資産を適格流動資産ストックから除外しなければならないとしている。

⁷ リハイポセケーションとは、顧客から担保として受け入れた顧客資産を（契約の範囲内で）自らのファンディングのための担保として再利用することを指す。

産クラスに係る標準的な決済期間の中で実行されなければならない。

具体的には、適格流動資産ストックは、資産の資金化を図る観点から銀行の流動性管理を担う部門（例えば、トレジャリー部門）のコントロール下に置かれる。すなわち、当該部門が非常時の準備金の源泉として利用することのみを目的に分離された資産プールにおいて保有するか、30日間のストレス期間の間にいつでも資金化可能であり、ビジネス戦略やリスク管理戦略と直接対立することなく、当該部門が資金化できることを銀行は証明しなければならない。

30日間のネット・キャッシュ・アウトフローの算定要件

LCRの分母となる30日間のネット・キャッシュ・アウトフロー合計額は、期待キャッシュ・アウトフロー合計額から期待キャッシュ・インフロー合計額を控除したものと計算される。ただし、期待キャッシュ・インフロー合計額には、期待キャッシュ・アウトフロー合計額の75%までという上限が設けられている。換言すれば、キャッシュ・アウトフロー合計額の少なくとも25%は、適格流動資産の保有が要求されていることを意味する。

1. キャッシュ・アウトフローの構成

LCRの改定の中で、例えば、一定の条件を満たす預金保険対象のリテール預金の資金流出率を5%から3%に引下げ、インターバンクのクレジット・ファシリティ、流動性ファシリティの資金流出率を100%から40%に引下げ、適格流動資産で保全されたデリバティブの資金流出率を0%にすることなどの見直しが行われており、いくつかの項目で要件緩和されている（図表4）。

a) リテール預金の取扱い

リテール預金（要求払預金および定期預金）は、安定的（stable）な預金（流出率5%または3%）と、より不安定（less stable）な預金（同10%）に分けられ、さらに、残存期間30日以上定期預金については原則0%の流出率が設定される。

通常5%の流出率が適用される安定預金は、実効的な預金保険制度または公的保証によって完全に保証された預金の額であり、預金が取引口座にある場合（例えば、給振口座）または預金引出しが生じにくいその他の関係を預金者が銀行との間に有している場合として定義されている⁸。さらに改定テキストは、これらの要件を満たした上で、預金保険制度に関して次の要件を満たす場合には、各国当局の裁量の下、自国の安定預金に対して3%の流出率を適用可能とする要件緩和を行っている。

⁸ 実効的な預金保険制度とは、迅速に保険金支払いができる能力が保証されており、保険対象が明確であり、社会的認知度が高い制度を意味する。実効的な預金保険制度を運営する預金保険は、自らの義務を果たすための法的権限を有し、オペレーション上独立し、透明性を有し、アカウントビリティが求められる。

図表4 キャッシュ・アウトフロー、キャッシュ・インフロー

キャッシュ・アウトフロー		流出率等
リテール預金	要求払預金および定期預金(満期まで30日未満) ・ 預金保険制度が一定基準を満たす場合の安定預金 ・ 安定預金 ・ より不安定な預金	3% 5% 10%
	残存期間が30日以上定期預金	0%
無担保ホールセール・ファンディング	小規模事業法人からの要求払預金および定期預金(満期まで30日未満) ・ 安定預金 ・ より不安定な預金	5% 10%
	清算業務、カस्टディ業務、キャッシュ・マネジメント業務においてオペレーション上必要な預金 ・ 預金保険でカバーされる部分	25% 5%
	協同組織銀行の組織ネットワーク上の預金(中央機関における適格預金)	25%
	非金融会社、ソブリン、中央銀行、国際開発銀行、公共法人 ・ 預金保険によって全額がカバーされている場合	40% 20%
	その他の法人顧客	100%
担保付ファンディング	中央銀行をカウンターパーティとする担保付ファンディング、レベル1資産を担保とする担保付ファンディング	0%
	レベル2A資産を担保とする担保付ファンディング	15%
	自国ソブリン、国際開発銀行、自国公共法人をカウンターパーティとする取引で、レベル1資産およびレベル2A資産以外の資産を担保とする担保付ファンディング	25%
	レベル2B資産に含まれる適格RMBSを担保とする場合	25%
	その他のレベル2B資産を担保とする場合	50%
	その他の担保付ファンディング取引	100%
その他の追加要件	金融取引、デリバティブおよびその他の金融契約における流動性ニーズ(例えば、担保コール)	3リッチ格下げ
	デリバティブ取引の時価の変動(過去24ヵ月間で最大となった30日間のネットの担保フロー)	ルックバック・アプローチ
	デリバティブの担保に供された非レベル1資産の時価変動	20%
	デリバティブ取引においてカウンターパーティから契約上要求される担保に対して銀行が有する超過担保	100%
	デリバティブ取引において自行から契約上支払うべき担保に係る流動性ニーズ	100%
	非適格流動資産への担保入替を認めるデリバティブ取引に係る流動性ニーズ	100%
ABCP、SIV、コンデュイット、SPV等	ABCP、SIV、SPV等の満期に伴う債務(満期額および変換可能な資産に適用)	100%
	満期が到来した資産担保証券(カバード・ボンドを含む)	100%
コミットメントを与えたクレジット・ファシリティ、流動性ファシリティの未利用率	リテールおよび小規模事業法人	5%
	非金融会社、ソブリン、中央銀行、国際開発銀行、公共法人	クレジット10%、 流動性30%
	ブルーデンス規制下に置かれた銀行	40%
	その他の金融機関(証券会社、保険会社を含む)	クレジット40%、 流動性100%
その他のコンティンジェント・ファンディングの債務	その他の法人顧客、クレジット・ファシリティ、流動性ファシリティ	100%
	コンティンジェント・ファンディング債務(例えば、保証、L/C、取消可能なクレジットおよび流動性ファシリティ)	各国裁量
	・ 貿易ファイナンス	0-5%
	・ 他の顧客の担保でカバーされる顧客のショート・ポジション	50%
追加的な契約上のアウトフロー		100%
ネット・デリバティブ・キャッシュ・アウトフロー		100%
その他の契約上のキャッシュ・アウトフロー		100%
キャッシュ・インフロー		流入率等
期限が到来する証券貸借取引	レベル1資産が担保の場合	0%
	レベル2A資産が担保の場合	15%
	レベル2B資産が担保の場合 ・ 適格RMBS ・ その他の資産	25% 50%
	その他の担保でカバーされたマージン・レンディング	50%
	その他の資産	100%
自行に供与されるクレジット・ファシリティ、流動性ファシリティ		0%
他の金融機関において保有するオペレーション上必要な預金(協同組織銀行ネットワークの中央機関の預金を含む)		0%
その他のインフロー	リテール・カウンターパーティからのインフロー	50%
	非金融機関のホールセール・カウンターパーティからのインフロー	50%
	金融機関および中央銀行からのインフロー	100%
ネット・デリバティブ・キャッシュ・インフロー		100%
その他契約上のキャッシュ・インフロー		各国裁量

(出所) パーゼル委員会資料

- 預金保険制度が、保険対象預金を有する銀行から定期的に負担金を事前徴収するシステムに依拠していること
- 預金保険制度が大規模に基金が必要となった場合、追加ファンディングに容易にアクセスできる適切な手段をもっていること（例えば、法律に明記された政府保証、政府から借入れを行う権限）
- 預金保険の発動の際、短期間のうちに預金者が保険対象預金にアクセスできること

一方、より不安定な預金については、バーゼル テキストの要件から変更を加えていない。すなわち、10%の流出率が適用されるより不安定な預金には、実効的な預金保険制度等で完全にカバーされていない預金、高価値（high-value）の預金、洗練された（sophisticated）または富裕層（high net worth）の個人預金、直ちに引出し可能な預金（例えば、インターネット預金）、外為預金が含まれるが、その具体的な対象範囲は各国当局によって決定される。

残存期間や引出しに要する通知期間が30日より長いリテール定期預金については、30日の間に中途引出しを行う法的権利がない、または金利喪失分に比べて早期解約が相当のペナルティを伴う場合には、預金引出しの可能性が低いと見られ、流出率を0%とすることができる⁹。一方、預金者にペナルティを課すことなく、または預金引出しの法的権利はないとする条項があるにもかかわらず、銀行が預金の引出しを認める場合には、そのカテゴリー全体を要求払預金として扱うことが求められる。

b) 無担保ホールセール・ファンディングの取扱い

無担保ホールセール・ファンディングは、倒産、破産、清算、破綻処理の際に借り手が所有する特定の資産への法的権利によって担保されていない債務および一般義務として定義されており、デリバティブ契約に関連する義務は含まれない。無担保ホールセール・ファンディングには、LCRのホライズンである30日以内のもの、最も早い契約上の期限が30日間のホライズン内に到来するもの、満期が不確定のものが含まれる¹⁰。

無担保ホールセール・ファンディングについては、小規模事業法人の預金（流出率5%または10%）と、清算業務、カスタディ業務、キャッシュ・マネジメント業務に伴うオペレーショナル預金（同25%）、協同組織銀行のネットワークにおける預金（同25%）

⁹ バーゼル委員会は、通常時もストレス時も預金者は要求払預金のように定期預金を引出すこと、レピュテーション上の理由から、または中途解約の場合に銀行は預金者に重大なペナルティを課すという意図のせざるインセンティブが存在することから、銀行はストレス時に定期預金の中途解約に応じる可能性を指摘する。このような状況においては、監督当局がリテール定期預金からより多くの引出しを想定し、定期預金に関して0%を上回る流出率を設定する可能性を指摘している。

¹⁰ 30日のホライズンの間に投資家の裁量が行使できるオプションを備えたファンディングも含まれる。一方、銀行の裁量が行使可能なファンディングについては、監督当局は銀行がオプションを行使しなくてもよい能力に制約を加えるレピュテーションの要素も考慮する必要があるとしており、特に特定の債務に関して市場が期限前償還を予測している場合には、銀行および監督当局はLCRにおいてそのような行動を想定し、当該債務をアウトフローに考慮すべきとしている。

非金融会社、ソブリン、中央銀行、国際開発銀行、公共法人からの預金（同 40%または 20%）には、相対的に低い流出率が割当てられており、それ以外の法人顧客から受入れたファンディングには 100%の流出率が適用される。

まず、小規模事業法人から受入れた預金その他の与信は、リテール預金と同様、流出率 5%の安定預金等と流出率 10%のより不安定な預金等に区分される。小規模事業法人とは、非金融機関であり、バーゼル フレームワークのリテール向けエクスポージャーの対象となる中小企業と同義である。その預金受入額は、100 万ユーロ未満であることが求められる。

清算業務やカストディ業務、キャッシュ・マネジメント業務においては、支払・決済システムへのアクセスを確保したり支払いを行うために、金融機関や非金融機関顧客が銀行にオペレーション上必要な預金を置くことになる。改定テキストは、清算業務、カストディ業務、キャッシュ・マネジメント業務の要件を規定した上で、適格オペレーショナル預金の要件を規定している¹¹。具体的には、預金は銀行が提供する関連サービスの副産物であって、ホールセール市場で金利収入の提供のみを追求したものではないこと、預金は特定の口座で保有され、当該口座は余剰資金を避けるために顧客の経済的インセンティブによってプライシングされたものではないことを求めている¹²。

その上で、顧客のオペレーショナルなニーズに必要な預金の部分のみが安定的であるとして、25%の流出率を適用する一方、引出しが可能な預金で、清算、カストディ、キャッシュ・マネジメント業務を利用するには十分な額に達し余剰となっている部分は、非オペレーショナル預金として扱われる。なお、銀行には、余剰残高を特定する手法を定めることが求められる。

さらに、協同組織銀行のネットワーク預金については、法的な最低預金基準に基づいて、あるいは共通タスクの共有と法的または契約上の合意に基づいて、ネットワークの中央機関に置かれたメンバーの預金に対しては流出率 25%が適用される。また、小規模事業法人に該当しない非金融法人、国内および海外のソブリン、中央銀行、国際開発銀行、公共法人の預金のうち、非オペレーショナル預金については、流出率 40%が適用される。さらにそうした預金のうち、実効的な預金保険制度等で完全にカバーされた部分に関しては、20%の流出率が適用される。

¹¹ オペレーショナル預金に関連する清算業務、カストディ業務、キャッシュ・マネジメント業務に係る適格要件として、以下が挙げられている。

- 30 日間にわたって通常の銀行業務を行うため、独立したサードパーティの仲介者として清算業務、カストディ業務、キャッシュ・マネジメント業務を行う銀行に顧客が依存していること（例えば、銀行は顧客が十分なバックアップの措置を有していることを認識した場合には当該要件を満たさないことになる）
- 法人顧客との法的拘束力のある合意の下、当該サービスが提供されていること
- オペレーショナル預金が 30 日より前に移管される場合、当該合意の破棄に最低 30 日間の通知期間が設定されているか、重大なスイッチ・コスト（取引、IT、早期解約、法的コスト等）が顧客に生じること

¹² 金利水準がゼロに近い国の場合は当該口座に付利されていないことが想定されるとしており、長期にわたる低金利の間は余剰資金が相当なものに上ることを銀行は認識すべきとしている。

図表 5 担保付ファンディングの流出率

担保付ファンディングのカテゴリ	流出率
・ レベル1資産の担保または中央銀行との取引	0%
・ レベル2A資産の担保	15%
・ レベル1資産または2A資産以外の資産が担保となる自国ソブリン、公共法人 (リスク・ウエイト20%未満)、国際開発銀行との担保付ファンディング	25%
・ レベル2B資産の適格RMBSの担保	50%
・ その他のレベル2B資産の担保	50%
・ その他の取引	100%

(出所) バーゼル委員会資料

そして、その他の金融機関（銀行、証券会社、保険会社を含む）、資産運用会社、年金基金、コンデュイット、特別目的会社（SPV）、銀行の関係会社から受入れた非オペレーショナル預金等については、100%の流出率が適用される。また、銀行が発行するすべての債券、その他債務証券についても、保有者にかかわらず、100%の流出率が適用される。ただし、リテール市場のみを対象に売却され、リテール口座（小規模事業法人の口座を含む）で保有される債券については、リテールまたは小規模事業法人の預金として取扱うことができる¹³。

c) 担保付ファンディングの取扱い

担保付ファンディングは、倒産、破産、清算、破綻処理の際に借手が所有する特定の資産への法的権利によって担保される債務および一般義務として定義される。なお、コラテラル・スワップは、レポまたはリバース・レポと同じものとして扱い、ショート・ポジションを顧客にもたらず担保貸付についても担保ファンディングの一形態として取扱うことを求めている。

LCRの流動性ストレス・シナリオでは、レポやリバース・レポ、その他の証券担保ファイナンスの取引が、適格流動資産を担保とする取引または自国のソブリン、公共法人、中央銀行との取引に限られる事態が想定されている。当該シナリオの下、30日間のストレス・ホライズン内に期限が到来する担保付ファンディングについては、図表5の要素を踏まえてキャッシュ・アウトフローを算定することとなる。

d) デリバティブ取引等の取扱い

デリバティブのネット・キャッシュ・アウトフローの合計額は、すべてキャッシュ・アウトフローとして考慮される（流出率100%）。銀行は既存のバリュエーション手法に照らして契約上のキャッシュ・インフローおよびアウトフローを算定する¹⁴。ただし、適格流

¹³ ただし、当該取扱いにおいては、リテールまたは小規模事業法人向けに設計され、マーケティングされるということだけでは不十分であるとしており、リテールまたは小規模事業法人以外が購入・保有できないように制限することを必要としている。

¹⁴ マスター・ネットティング・アグリーメントがあれば、カウンターパーティごとにネット・ベースで算定するこ

動資産で担保されているデリバティブのキャッシュ・アウトフローは、銀行が受け取った担保を新たなファンディングに再利用 (re-use) する権利が与えられ、それがオペレーション上可能な場合、銀行が得られる現金または担保のインフローと相殺して計算することになる。

また、デリバティブやその他の金融契約では一般に外部格付の格下げをトリガーとして、追加的な担保の要求、コンティンジェント・ファシリティからの資金引出し、債務の早期償還を求める条項がある。そのため、LCR のストレス・シナリオの下、格下げトリガーのある金融契約については、銀行の長期格付の 3 ノッチまでの格下げによって生じる担保差入れ、契約上の現金拠出を考慮しなければならない¹⁵。格下げの影響は、あらゆる種類の委託保証金 (margin collateral) 混蔵保管される担保に対してリハイポセーションの権利変更を図る契約のトリガーについても考慮することを求めている。

デリバティブ・カウンターパーティは、市場慣行としてポジションを時価で値洗いした後の価値の保全が要求され、それは主に現金や、ソブリン、中央銀行、国際開発銀行、公共法人が発行しバーゼル の標準的手法において 0% のリスク・ウエイトが割当てられた債務証券を使って行われる。LCR では、こうしたレベル 1 資産がデリバティブ、その他の取引において担保として差入れられている場合は、担保資産の時価変動については考慮しないこととしている。もっとも、カウンターパーティがレベル 1 資産以外の資産を使って値洗い後のエクスポージャーを保全している場合は、担保資産の潜在的な時価損失をカバーするため、カウンターパーティごとに担保をネットした上で、担保価値の 20% に相当する額をキャッシュ・アウトフローとして勘案するよう求めている¹⁶。担保価値の 20% は、担保のカテゴリーに応じて適用されるヘアカットを行った後、担保として差入れを要求された元本をベースに計算される¹⁷。

デリバティブやその他の取引では、値洗い後のエクスポージャーに担保が要求されるため、銀行は時価変動に伴う流動性リスク・エクスポージャーを潜在的に抱えている。そこで LCR では、時価評価の変動に伴う流動性ニーズによって生じるアウトフローについては、実際のアウトフローとインフローに基づいて過去 24 ヶ月間で最大となった 30 日間のネットの正味の担保フローを認識して LCR を算定することが求められる。

その他、デリバティブ取引等に係る流動性ニーズへの対応として、以下の要件が規定されている。

- 銀行が保有する混蔵保管された担保で、カウンターパーティが契約上は常時、返還を要求できる超過担保について 100% を適用
- カウンターパーティが担保差入れを未だ要求していない取引においては、契約上要求

とも可能である。

¹⁵ 短期格付がトリガーとなっているものについては、格付クライテリアに従って対応する長期格付の格下げを想定する。

¹⁶ 銀行がネットできる受取担保は、再利用やリハイポセーションの制限がないものに限られる。

¹⁷ 分別管理された証拠金口座 (margin account) に置かれた担保については、同一の口座で相殺可能なアウトフローに限り相殺することができる。

される担保について 100%を適用

- 取引を保全するために受取った混蔵保管された適格流動資産で、銀行の同意なく非適格流動資産への担保入替えを認めるものについて 100%を適用

e) ABS、ABCP、SIV、コンデュイット、SPV の取扱い

銀行自身が発行する資産担保証券（ABS）やカバード・ボンド、その他証券化商品については、流動性ストレス・シナリオの下ではリファイナンスできる市場がなくなることが想定されることから、30日以内に期限が到来する取引については全額をアウトフローとして考慮する。また、ABCP、コンデュイット、ストラクチャード・インベストメント・ビークル（SIV）等に関しては、期限の到来したものおよび返還可能な資産の 100%をアウトフローに反映させる扱いとなる¹⁸。

f) クレジット・ファシリティ、流動性ファシリティの取扱い

将来の時点でリテールまたはホールセールのカウンターパーティに対して資金供与を行う契約上の合意または義務として定義される、すなわち、資金供与についてコミットメントを与えたクレジット・ファシリティ、流動性ファシリティの LCR における取扱いは、以下のとおり。

- リテールおよび小規模事業法人に対してコミットメントを与えたクレジット、流動性ファシリティには、未利用枠に対して 5%の流出率を適用
- 非金融会社、ソブリン、中央銀行、公共法人、国際開発銀行に対してコミットメントを与えたクレジット・ファシリティには、未利用枠に対して 10%の流出率を適用
- 非金融会社、ソブリン、中央銀行、公共法人、国際開発銀行に対してコミットメントを与えた流動性ファシリティには、未利用枠に対して 30%の流出率を適用
- ブルーデンス監督下にある銀行に対してコミットメントを与えたクレジット、流動性ファシリティには、未利用枠に対して 40%の流出率を適用
- その他金融機関（証券会社、保険会社、資産運用会社、年金基金を含む）に対してコミットメントを与えたクレジット・ファシリティには、未利用枠に対して 40%の流出率を適用
- その他金融機関（証券会社、保険会社、資産運用会社、年金基金を含む）に対してコミットメントを与えた流動性ファシリティには、未利用枠に対して 100%の流出率を適用

¹⁸ 銀行の証券化業務がコンデュイットや SIV といった SPV で行われている場合、LCR においては、当該エンティティが発行した債務証券の満期と、資産の返還や流動性サポートのトリガーを引くファイナンス・アレンジメントに規定されたオプションをルック・スルーで評価し、期限が到来したものについては元本の 100%、ファイナンス・アレンジメントに組込まれた資産の返還や流動性サポートには返還の可能性のある額および流動性の 100%を考慮することとなる。

図表 6 リバース・レポ、証券貸借取引の流入率

担保資産	流入率	
	ショート・ポジションのカバーに担保が利用されていない場合	ショート・ポジションのカバーに担保が利用されている場合
レベル1資産	0%	0%
レベル2A資産	15%	0%
レベル2B資産		
適格RMBS	25%	0%
その他のレベル2B資産	50%	0%
その他の担保で裏付けられたマージン・ローン	50%	0%
その他の担保	100%	0%

(出所) バーゼル委員会資料

- その他の法人(コンデュイット、SPV、その他上記に含まれないエンティティを含む)に対してコミットメントを与えたクレジット、流動性ファシリティには、未利用枠に対して100%の流出率を適用

g) その他のコンティンジェント・ファンディングの取扱い

上記以外の偶発的に生じるコンティンジェント・ファンディング、例えば、保証、L/C、コミットメントのない取消可能なクレジット・ファシリティ、流動性ファシリティに関しては、各国裁量で決定されることになる。ただし、貿易ファイナンスに関しては5%以下の流出率を設定することができる。さらに、顧客のショート・ポジションを他の顧客の担保でカバーする場合で契約上の義務を負っていない場合には、50%の流出率が設定されている。

2. キャッシュ・インフローの構成

一方、キャッシュ・インフローに関しては、完全に履行されており、30日間のタイムホライズンの間にデフォルトする理由が見当たらない既存エクスポージャーから生じる契約上のインフローのみを考慮することとなり、偶発的に生じるインフローについては考慮してはならない。そして、前述のとおり、キャッシュ・インフロー合計額には、キャッシュ・アウトフロー合計額の75%までという上限が設定されている。

a) 証券貸借、リバース・レポ

期限が到来するレベル1資産によって保全されたリバース・レポまたは証券借入れ(securities borrowing)については、流動性ストレス・シナリオの下ではロールオーバーされ、キャッシュ・インフローを生じないことが想定される。一方、レベル2資産によって保全された取引の場合は、キャッシュ・インフローが生じることが想定される。このため、レベル2資産については、前述のアウトフローのヘアカットと平仄を合わせてインフローの比率が設定されている(図表6)。

また、流動性ストレス・シナリオの下では、期限が到来する適格流動資産以外の資産で保全されたリバース・レポや証券借入れをロールオーバーすることは想定されないことから、返済される現金を全額インフローとして考慮できる。レバレッジのかかったトレーディング・ポジションを構築するために顧客に供与される担保付ローン、いわゆるマージン・ローンの場合は、担保付貸付として考慮するものの、ストレス・シナリオを想定して、期限が到来する非適格流動資産を担保とするマージン・ローンに関しては50%の流入率を認めている。

もっとも、期限が到来するリバース・レポ、証券借入れまたはコラテラル・スワップを通じて得られた担保が、再利用(リハイポセクション)されており30日を超えてショート・ポジションをカバーするものである場合には、ショート・ポジションのカバーのため、リバース・レポや証券借入れの取引はロールオーバーされることが想定されることから、キャッシュ・インフローが生じないことを想定している(図表6)。

b) コミットメントされたファシリティ

他の銀行からコミットメントを得たクレジット・ファシリティ、流動性ファシリティについては、流動性ストレス・シナリオの下では、1つの銀行の流動性の不足が他の銀行の流動性不足をもたらす波及リスクなどの観点から考慮しない扱いとしており、流入率は0%の設定である。

c) その他のカウンターパーティからのインフロー

その他の取引については、担保付取引または無担保取引ともにカウンターパーティによって流入率が決定される。ただし、ローンに関してインフローとして考慮されるのは、完全に債務の履行が行われているものに限られる。

リテールおよび小規模事業法人からのインフローに関しては、完全に債務履行が行われ、30日間のホライズンの間に契約上の支払いが生じるものが含まれる。キャッシュ・インフローとして考慮されるのは、契約上の額に対して流入率50%を乗じた額である。

ホールセールからのインフローについては、債務履行が完全に行われており、30日間のホライズンの間に契約上の支払いが生じるものが対象となるが、非金融機関のホールセールのカウンターパーティについては流入率50%、金融機関および中央銀行がカウンターパーティの場合は流入率は100%に設定されている。適格流動資産に含まれないもので30日以内に期限が到来する証券については、金融機関からのインフローとして扱われることになる。

一方、清算業務、カストディ業務、キャッシュ・マネジメント業務を行うために他の金融機関に有するオペレーショナル預金については、その金融機関に預金を置くことが必要になることから、流入率は0%に設定されている。同様の理由から協同組織銀行ネットワークにおける中央機関への預金についても流入率は0%となる。

d) その他のキャッシュ・インフロー

デリバティブに関しては、ネット・キャッシュ・インフローをすべて考慮することができる（流入率 100%）。適格流動資産に担保されたデリバティブのキャッシュ・インフローは、現金または銀行が差入れた担保に係る契約上の義務から生じる現金または担保のアウトフローをネットして計算することになる。

その他の契約上のキャッシュ・インフローに関しては、各国当局の裁量によって定められる。ただし、非金融収入に係るキャッシュ・インフローは考慮に入れない取扱いとなる。

適格流動資産の利用を認める際の当局の判断要素

金融ストレス時には、前述のとおり、銀行が適格流動資産を利用し、LCR の最低基準である 100%を下回ることが認められる。パーゼル委員会は、銀行が適格流動資産を利用することを監督当局が許容する場合には、LCR のコアな目的と定義に照らして判断することを求めており、その際、監督当局はその時点のマクロ金融情勢を評価するのみならず、マクロ経済および金融環境に関してフォワードルッキングに検討することになる。そして、監督当局の対応として以下の点を挙げている。

- 監督当局は、早期の段階で状況进行评估し、必要な場合には潜在的な流動性リスクに対処する措置を講じること
- 監督当局は、LCR が 100%を下回る場合に個別に異なる対応を行うことが認められ、基準を割った原因、程度、期間、頻度に応じた対応を図ること
- 監督当局は、適切な対応を決定する際、国内およびグローバルな枠組みや条件に関する検討とともに、多くの企業固有の要素、市場固有の要素を評価すること。その際、以下を考慮すること

LCR が 100%を下回った理由

LCR の減少が企業固有または市場全体のショックを原因とする程度

銀行の全体的な健全性およびリスク・プロファイル

適格流動資産の減少の程度、期間、頻度

金融システムへの波及の可能性、追加的なクレジットの禁止

中央銀行やプルーデンス当局を含むその他のコンティンジェント・ファンディングの利用可能性

- 監督当局は自らの裁量で LCR が 100%を下回った場合に対応する多様なツールを有し、銀行は固有およびシステム全体のストレス・イベントの際は、適格流動資産を利用すること

最低限、LCR が 100%を下回った要因、対応措置、状況の持続期間を含めて銀行は流動性ポジションの評価を行い、100%を下回る期間に応じて監督当局に改善報告を行うこと

適切な場合、監督当局は銀行の流動性リスク・エクスポージャーを減少させ、流動性リスク管理を全体的に強化し、コンティンジェンシー・ファンディング計画を改善するための措置を要求

もっとも、非常に厳しいシステム全体のストレスの状況にあっては、金融システム全体への効果を検討すること。流動性レベルを回復するための措置を議論し、適切と考えられる期間の間、銀行および金融システム全体のさらなるストレスを回避する適切な措置を実施すること

・ LCR 改定の評価と今後の見通し

バーゼル委員会が 2011 年 9 月に公表した 2011 年末時点における QIS では、LCR に関しては、Tier1 資本が 30 億ユーロ以上かつ国際的に活動する 102 行（グループ 1）の加重平均が 91%、それ以外の 107 行（グループ 2）の加重平均が 98%であり、LCR の最低基準を満たすには全体として 1.8 兆ユーロの流動資産の不足が明らかになった¹⁹。これらの数字からは、銀行は平均的には LCR の最低基準を達成しつつあるように見える。もっとも、実際には銀行によってバラツキがあり、100%を大幅に下回る銀行が存在することが窺われる²⁰。

こうした状況の中、バーゼル委員会における LCR の改定作業においては、米国を中心に適格流動資産の範囲の拡大を探る議論と、欧州を中心に LCR の抜本的な見直しを図る議論があり、合意に至るまでに多くの議論や交渉が重ねられた。前者については、今般の改定でレベル 2B 資産に採用されることになったものとして、上場株式や RMBS を適格流動資産として認めるべきであるという主張である²¹。一方、ECB を始めとする欧州当局は、LCR の適用によって円滑な銀行融資が妨げられる可能性があるとして、LCR の導入に強い懸念を示していた²²。

2012 年末を LCR の改定の合意期限としてバーゼル委員会において議論を重ねてきた結果、適格流動資産の範囲を拡大し、キャッシュ・アウトフローの要件を緩和するとともに、2015 年の最低基準を 60%とする大幅な段階適用を採用することで、合意に至ったものである。バーゼル委員会のイングベス議長（スウェーデン中央銀行総裁）は、新たな条件で算定した LCR は、平均すると 125%に達していることを明らかにしている。LCR の適用に際して大幅な段階適用を必要とする銀行が引続き存在することが推察される一方で、多くの

¹⁹ BCBS, "Results of the Basel III Monitoring Exercise as of 31 December 2011," September 2012.

²⁰ 前掲注 19 のチャート 8 のグラフでは、2011 年末時点のグループ 1 とグループ 2 の LCR の分散が明らかになっており、それぞれのグループで 100%を大幅に下回る銀行があることが確認できる。

²¹ 例えば、JPM チェースの財務担当者は 2011 年 5 月のシカゴ連銀主催のカンファレンスで、流動性の高い資産として、金、エージェンシーMBS、地方債、上場株式を適格流動資産に含めるべきとの主張を行っている（Joe Bonocore, "Basel III-The Liquidity Rules and Regulations," Conference on Bank Structure and Competition, Federal Reserve Bank of Chicago, May 2011）。なお、米国の業界団体クリアリング・ハウスは、2012 年 7 月の米銀の LCR の平均値が 81%であることを明らかにしている。

²² ただし、英国では 2009 年に新たな流動性規制を導入していたこともあり、大手 5 行の改定前の LCR の平均は最低基準を 13%上回る水準に達している（"US Banks Call for Easing of Basel III," *Financial Times*, December 16, 2012）。

銀行にとって、LCR は銀行ビジネスを制約するものではなくなった可能性がある。

相対的に上場株式の保有が多く、リテール預金による調達の高割合邦銀にとっても、LCR の改定は歓迎される見直しであろう。各国当局のオプションではあるものの、上場株式を適格流動資産に算入し、預金保険制度で完全に保証された保険対象預金の流出率を5%から3%に引下げれば、LCR の水準をさらに向上させることになる。また、適格流動資産で保全されたデリバティブの資金流出率が0%に設定されたこともプラス材料であろう。

今後、バーゼル委員会はLCR に関して、銀行の流動性とファンディングの状況に関する開示要件を定める作業を継続するとともに、資産クラスと格付に基づいた既存の適格流動資産の選定を補完するものとして市場ベースの流動性指標の策定の検討を継続するとしており、これらの検討内容にも留意する必要があるだろう。さらに、イングベス議長は、「バーゼル委員会は、もう一つの新たなグローバルな流動性基準であり、2018 年の実施までの観察期間にある NSFR の調整に注意を向ける」との方針を述べており、2016 年半ばまでに実施される見通しの NSFR の改定の議論を注視する必要があるだろう。

バーゼル委員会は、LCR について、適格流動資産やキャッシュ・アウトフロー、キャッシュ・インフローの様々な要件において各国当局の判断や裁量を求めている。今後、日本ではLCR がどのようなかたちで国内法化されていくのか、また、国際的な一貫性を維持しながらLCR がどのように適用されていくのか、注意深く見守っていく必要がある。